

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年1月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考																						
1	1-3 用語の定義 (4)受注者	本ガイドラインにおける受注者とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人（現場責任者を含む）を主に指す。主任技術者、 監理技術者 、 <u>監理技術者補佐</u> などの関係者も各種工事情報の共有が可能。	本ガイドラインにおける受注者とは、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人（現場責任者を含む）を主に指す。主任技術者 や 監理技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能。	監理技術者補佐に関する記述を追加																						
2	(10)閲覧者	受注者においては、現場代理人、現場責任者、主任技術者、 監理技術者 及び <u>監理技術者補佐</u> を除く職員のうち、システムを利用する権限を付与した職員のこと。上位の職位者、営業所の専任技術者、品質管理部門の技術者等を想定している。	受注者においては、現場代理人、現場責任者、主任技術者 及び 監理技術者を除く職員のうち、システムを利用する権限を付与した職員のこと。上位の職位者、営業所の専任技術者、品質管理部門の技術者等を想定している。	監理技術者補佐に関する記述を追加																						
4	第2章 対象工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>令和2年4月以降に契約するすべての工事</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td><u>企業庁</u></td> <td><u>契約図書等で指定された工事</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	対象工事	建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事	建築局	契約図書等で指定された工事	農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事	<u>企業庁</u>	<u>契約図書等で指定された工事</u>	その他の機関	契約図書等で指定された工事	<p>表 2-1 情報共有システムの利用対象工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>令和2年4月以降に契約するすべての工事</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>契約図書等で指定された工事</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	対象工事	建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事	建築局	契約図書等で指定された工事	農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事	その他の機関	契約図書等で指定された工事	企業庁が利用開始しているため、実態に合わせて追記
発注機関	対象工事																									
建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事																									
建築局	契約図書等で指定された工事																									
農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事																									
<u>企業庁</u>	<u>契約図書等で指定された工事</u>																									
その他の機関	契約図書等で指定された工事																									
発注機関	対象工事																									
建設局及び都市整備局	令和2年4月以降に契約するすべての工事																									
建築局	契約図書等で指定された工事																									
農業水産局及び農林基盤局	契約図書等で指定された工事																									
その他の機関	契約図書等で指定された工事																									

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年1月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考																																																																								
7	3-3 事前協議 (1) 協議事項 ②使用する帳票様式	<p>システムで使用できる帳票様式は次のとおり。利用する帳票は事前協議で定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>帳票名</th> <th>利用の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局 企業庁</td> <td>県様式 (土木) 工事打合簿</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工状況把握報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省様式 工事打合簿</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>◇</td> <td>施工状況把握にも利用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国土交通省様式</td> <td>材料確認書</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事履行報告書</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料確認書</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>県様式 (建築) 工事打合簿</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※農業水産局、農林基盤局及び企業庁は、県様式（土木）の工事打合簿のみ使用</p>	組織	帳票名	利用の可否	備考	建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局 企業庁	県様式 (土木) 工事打合簿	○		段階確認報告書	○		施工状況把握報告書	○		材料確認報告書	○		国土交通省様式 工事打合簿	◇		段階確認書	◇	施工状況把握にも利用	国土交通省様式	材料確認書	◇		工事履行報告書	△		材料確認書	◇		建築局	県様式 (建築) 工事打合簿	○		<p>システムで使用できる帳票様式は次のとおり。利用する帳票は事前協議で定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>帳票名</th> <th>利用の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局</td> <td>県様式 (土木) 工事打合簿</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工状況把握報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料確認報告書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国土交通省様式</td> <td>工事打合簿</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>◇</td> <td>施工状況把握にも利用</td> </tr> <tr> <td>材料確認書</td> <td>◇</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事履行報告書</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>県様式 (建築) 工事打合簿</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※農業水産局及び農林基盤局は、県様式（土木）の工事打合簿のみ使用</p>	組織	帳票名	利用の可否	備考	建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局	県様式 (土木) 工事打合簿	○		段階確認報告書	○		施工状況把握報告書	○		材料確認報告書	○		国土交通省様式	工事打合簿	◇		段階確認書	◇	施工状況把握にも利用	材料確認書	◇			工事履行報告書	△		建築局	県様式 (建築) 工事打合簿	○		<p>企業庁が利用開始しているため、実態に合わせて追記</p>
組織	帳票名	利用の可否	備考																																																																									
建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局 企業庁	県様式 (土木) 工事打合簿	○																																																																										
	段階確認報告書	○																																																																										
	施工状況把握報告書	○																																																																										
	材料確認報告書	○																																																																										
	国土交通省様式 工事打合簿	◇																																																																										
	段階確認書	◇	施工状況把握にも利用																																																																									
国土交通省様式	材料確認書	◇																																																																										
	工事履行報告書	△																																																																										
	材料確認書	◇																																																																										
建築局	県様式 (建築) 工事打合簿	○																																																																										
組織	帳票名	利用の可否	備考																																																																									
建設局 都市整備局 農業水産局 農林基盤局	県様式 (土木) 工事打合簿	○																																																																										
	段階確認報告書	○																																																																										
	施工状況把握報告書	○																																																																										
	材料確認報告書	○																																																																										
	国土交通省様式	工事打合簿	◇																																																																									
		段階確認書	◇	施工状況把握にも利用																																																																								
材料確認書		◇																																																																										
	工事履行報告書	△																																																																										
建築局	県様式 (建築) 工事打合簿	○																																																																										
10	3-4 情報共有システム利用の準備 (2) システムの利用案内及び申込み	<p>③利用申込にあたり、受注者側の利用者情報（現場代理人、<u>主任技術者</u>、<u>監理技術者</u>、<u>監理技術者補佐</u>等）と、適用する電子納品要領の指定が必要となるため、「3-3 事前協議」にて要領の確認を行うこと（利用申込後は、適用する電子納品要領を変更できないので注意すること）。</p>	<p>③利用申込にあたり、受注者側の利用者情報（現場代理人、<u>主任・監理技術者</u>等）と、適用する電子納品要領の指定が必要となるため、「3-3 事前協議」にて要領の確認を行うこと（利用申込後は、適用する電子納品要領を変更できないので注意すること）。</p>	<p>監理技術者補佐に関する記述を追加</p>																																																																								
	(3) システムの利用開始	<p>①受注者による利用申込後、受発注者双方の利用者（監督員、現場代理人、<u>主任技術者</u>、<u>監理技術者</u>、<u>監理技術者補佐</u>等）へ「利用開始のお知らせ」メールが届く。</p>	<p>①受注者による利用申込後、受発注者双方の利用者（監督員、現場代理人及び<u>主任・監理技術者</u>）へ「利用開始のお知らせ」メールが届く。</p>	<p>監理技術者補佐に関する記述を追加</p>																																																																								

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和2年3月（令和3年1月一部改訂）変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考																						
12	3-5 工事書類の処理 3-5-1 システムにより処理する書類	2 契約関係書類は、 <u>本ガイドラインの規定の対象外とする。</u>	2 契約関係書類は <u>従来どおり書面で処理する。</u>	契約関係書類の押印廃止に伴う表記の変更																						
		システムにより処理できる工事書類は、監督員と現場代理人が有する権限の範囲内で処理する書類であり、契約関係書類等（ <u>契約者名で発する書類</u> ）は含まれない。したがって、契約関係書類等は <u>本ガイドラインの規定の対象外であり、発注機関の指示に従い処理すること。</u>	システムにより処理できる工事書類は、監督員と現場代理人が有する権限の範囲内で処理する書類であり、契約関係書類等（ <u>契約者印が必要な書類</u> ）は含まれない。したがって、契約関係書類等は <u>従来どおり書面により</u> 処理すること。	契約関係書類の押印廃止に伴う表記の変更 （書面以外による提出を否定しない表記に見直し）																						
27	第4章 積算上の取扱い	<p>システム利用料の積算上の取扱いは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</td> </tr> <tr> <td><u>企業庁</u></td> <td><u>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</u></td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む	建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）	農業水産局及び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む	<u>企業庁</u>	<u>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</u>	その他の機関	発注機関の積算基準に基づく	<p>システム利用料の積算上の取扱いは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>積算上の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局及び都市整備局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</td> </tr> <tr> <td>建築局</td> <td>共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>農業水産局及び農林基盤局</td> <td>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>発注機関の積算基準に基づく</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	積算上の取扱い	建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む	建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）	農業水産局及び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む	その他の機関	発注機関の積算基準に基づく	企業庁が利用開始しているため、実態に合わせて追記
発注機関	積算上の取扱い																									
建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む																									
建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）																									
農業水産局及び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む																									
<u>企業庁</u>	<u>共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む</u>																									
その他の機関	発注機関の積算基準に基づく																									
発注機関	積算上の取扱い																									
建設局及び都市整備局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む																									
建築局	共通仮設費に積み上げ計上（発注者がシステム利用を指定する場合に限る）																									
農業水産局及び農林基盤局	共通仮設費の率計上分（技術管理費）を含む																									
その他の機関	発注機関の積算基準に基づく																									